主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人裾分正重の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は所論の趣旨の判断を示したものではないことが明らかであるから、前提を欠き、その余は事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年三月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	;	坂	本	吉	勝
裁判官	1	関	根	小	郷
裁判官	:	天	野	武	_
裁判官	:	江 里		清	雄
裁判官	·	高	辻	正	己